

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2013年（平成25年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼 895号線	鵜沼海岸一丁目6672番73地先	4.5	29.7
		鵜沼海岸一丁目6672番8地先		
2	鵜沼 896号線	鵜沼藤が谷二丁目7344番45地先	4.3	36.7
		鵜沼藤が谷二丁目7344番65地先		
3	鵜沼 897号線	鵜沼藤が谷三丁目6871番159地先	4.5	15.6
		鵜沼藤が谷三丁目6871番170地先		
4	鵜沼 898号線	鵜沼藤が谷四丁目2370番318地先	4.5	53.3
		鵜沼藤が谷四丁目2430番264地先		
5	鵜沼 899号線	本鵜沼一丁目2800番9地先	4.5	27.3
		本鵜沼一丁目2800番12地先		
6	鵜沼 900号線	鵜沼橋一丁目1897番10地先	1.8 ～ 2.1	38.6
		鵜沼橋一丁目1897番14地先		
7	辻堂 592号線	辻堂元町四丁目5522番1地先	4.5	25.0
		辻堂元町四丁目5522番8地先		

8	辻堂	辻堂東海岸一丁目 5 5 7 1 番 2 地先	4.5 ～ 5.1	25.9
	5 9 3 号線	辻堂東海岸一丁目 5 5 7 1 番 6 地先		
9	藤沢	藤沢字東横須賀 6 1 4 番 7 地先	4.0	33.2
	7 4 4 号線	藤沢字東横須賀 5 7 5 番 3 4 地先		
10	明治	羽鳥五丁目 7 6 7 番 4 地先	4.5	28.7
	4 8 1 号線	羽鳥五丁目 7 6 7 番 8 地先		
11	六会	亀井野字不動上 5 3 2 番 3 1 地先	4.5	26.0
	8 6 5 号線	亀井野字不動上 5 3 2 番 3 3 地先		
12	六会	石川字鍛冶山 1 4 7 番 5 地先	4.2 ～ 4.5	34.4
	8 6 6 号線	石川字鍛冶山 1 4 9 番 1 地先		
13	六会	石川字下ノ根 2 8 3 番 1 1 地先	5.0	89.0
	8 6 7 号線	石川字下ノ根 2 8 6 番 2 地先		
14	六会	石川五丁目 2 0 番 1 5 地先	4.5	24.3
	8 6 8 号線	石川五丁目 2 0 番 1 3 地先		
15	湘南台	湘南台四丁目 3 0 番 1 2 地先	4.2	20.8
	4 2 9 号線	湘南台四丁目 3 0 番 1 7 地先		
16	長後	長後字天神添 1 4 2 9 番 1 地先	6.0	21.1
	8 9 8 号線	長後字天神添 1 4 1 4 番 8 地先		
17	御所見	宮原字歩一 1 5 0 2 番 1 地先	6.0	47.0
	1 0 8 2 号線	宮原字歩一 1 5 0 2 番 7 地先		
18	藤沢 1 号 歩行者専用道	藤沢字東横須賀 5 9 9 番 9 地先	4.0	43.6
		藤沢字東横須賀 5 9 7 番 2 地先		

提案理由

鶺沼895号線ほか17路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。